

「土木工事施工管理基準の制定について」の一部改正について

改 正 後	現 行																																												
農業土木工事施工管理基準	農業土木工事施工管理基準																																												
<p>第1 目的～第3 施工管理の基本構成 [略]</p> <p>第4 施工管理の実施</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 施工管理の実施と提出内容</p> <p>施工管理は、契約工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保が図られるよう、工事の進行に並行して、速やかに実施し、<u>測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</u></p> <p>[以下略]</p> <p>4～6 [略]</p> <p>第5 [略]</p> <p>別表第1 直接測定による出来形管理</p> <p>1 共通工事 10 掘削・20 盛土 [略]</p>	<p>第1 目的～第3 施工管理の基本構成 [略]</p> <p>第4 施工管理の実施</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 施工管理の実施と提出内容</p> <p>施工管理は、契約工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保が図られるよう、工事の進行に並行して、速やかに実施し、<u>その結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。</u></p> <p>[以下略]</p> <p>4～6 [略]</p> <p>第5 [略]</p> <p>別表第1 直接測定による出来形管理</p> <p>1 共通工事 10 掘削・20 盛土 [略]</p>																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>項 目</th> <th>管理基準値 (mm)</th> <th>(参考) 規格値 (mm)</th> <th>測定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">1 共通工事</td> <td>30石積み</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td rowspan="5">[略]</td> </tr> <tr> <td>31コンクリートブロック積み</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>32 石張工</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>33 コンクリートブロック張り</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[河川護岸は除く]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	工 種	項 目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	1 共通工事	30石積み	[略]	[略]	[略]	31コンクリートブロック積み	[略]	[略]	32 石張工	[略]	[略]	33 コンクリートブロック張り	[略]	[略]	[河川護岸は除く]	[略]	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>項 目</th> <th>管理基準値 (mm)</th> <th>(参考) 規格値 (mm)</th> <th>測定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">1 共通工事</td> <td>30石積み</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td rowspan="5">[略]</td> </tr> <tr> <td>31コンクリートブロック積み</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>32 石張工</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>33 コンクリートブロック張り</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[河川護岸は除く]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	工 種	項 目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準	1 共通工事	30石積み	[略]	[略]	[略]	31コンクリートブロック積み	[略]	[略]	32 石張工	[略]	[略]	33 コンクリートブロック張り	[略]	[略]	[河川護岸は除く]	[略]	[略]
工 種	項 目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準																																									
1 共通工事	30石積み	[略]	[略]	[略]																																									
	31コンクリートブロック積み	[略]	[略]																																										
	32 石張工	[略]	[略]																																										
	33 コンクリートブロック張り	[略]	[略]																																										
	[河川護岸は除く]	[略]	[略]																																										
工 種	項 目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準																																									
1 共通工事	30石積み	[略]	[略]	[略]																																									
	31コンクリートブロック積み	[略]	[略]																																										
	32 石張工	[略]	[略]																																										
	33 コンクリートブロック張り	[略]	[略]																																										
	[河川護岸は除く]	[略]	[略]																																										

「土木工事施工管理基準の制定について」の一部改正について

改 正 後					現 行						
	40 基礎杭打工	[略]	[略]	[略]	[略]		40 基礎杭打工	[略]	[略]	[略]	[略]
	41 木杭						41 木杭				
	42 <u>プレキャスト コンクリート 杭</u>	[略]	[略]	[略]			42 <u>既製コンクリ ート杭</u>	[略]	[略]	[略]	
	43 鋼管杭						43 鋼管杭				
	44 場所打杭						44 場所打杭				
	45 深礎杭						45 深礎杭				
50 矢板打工 ～ 60 オープンケーソン [略]					50 矢板打工 ～ 60 オープンケーソン [略]						
	工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準		工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
1 共通 工事	80 栗石基礎	[略]	[略]	[略]	[略]	1 共通 工事	80 栗石基礎	[略]	[略]	[略]	[略]
	81 砕石基礎	[略]	[略]	[略]			81 砕石基礎	[略]	[略]	[略]	
	82 砂基礎	[略]	[略]	[略]			82 砂基礎	[略]	[略]	[略]	
	83 均しコンクリート						83 均しコンクリート				
90 コンクリート付帯構造物 ～ 120 土水路 [略]					90 コンクリート付帯構造物 ～ 120 土水路 [略]						
	工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準		工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準
1 共通 工	130 鉄筋組立	[略]	[略]	[略]	[略]	1 共通 工	130 鉄筋組立	[略]	[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]				[略]			
管理方式		測定箇所標準図			摘要	管理方式		測定箇所標準図			摘要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの ( <u>様式 3-6</u> )	構造図に朱記、併記するもの				管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの ( <u>様式 3-7</u> )	構造図に朱記、併記するもの			
[略]	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]		
			[略]						[略]		

「土木工事施工管理基準の制定について」の一部改正について

改 正 後					現 行					
2 ほ場整備工事 ～ 5 水路トンネル工事 [略]					2 ほ場整備工事 ～ 5 水路トンネル工事 [略]					
工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準	工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準	
6 水路 工事	10 現場打開水路	[略]	[略]	[略]	6 水路 工事	10 現場打開水路	[略]	[略]	[略]	
		[略]	[略]							
		[略]	[略]							
		[略]	[略]							
		[略]	[略]							
		[略]	[略]							
		[略]	[略]							
	20 現場打サイホン	[略]	[略]	[略]	[略]	6 水路 工事	20 現場打サイホン	[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]							
		[略]	[略]							
		[略]	[略]							
		[略]	[略]							
		[略]	[略]							
		[略]	[略]							
	30 現場打暗渠	[略]	[略]	[略]	[略]	6 水路 工事	30 現場打暗渠	[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]							
		[略]	[略]							
		[略]	[略]							
		[略]	[略]							
		[略]	[略]							
[略]		[略]								

管理方式			測定箇所標準図	摘要	管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの			管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、 <u>スパン長</u> で20点以上のもの	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、 <u>スパン長</u> で20点以上のもの	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、 <u>スパン長</u> で20点以上のもの	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

「土木工事施工管理基準の制定について」の一部改正について

改 正 後						現 行							
40 鉄筋コンクリート大型フリーム [略]						40 鉄筋コンクリート大型フリーム [略]							
		工 種	項 目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準			工 種	項 目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準
6 水路 工事	50ボックスカルバート水路		[略]	[略]	[略]	[略]		50ボックスカルバート水路		[略]	[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]	[略]							
			[略]	[略]	[略]	[略]							
管理方式						管理方式							
		管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの	測定箇所標準図	摘要			管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの	測定箇所標準図	摘要
		<u>基準高、中心線のズレで20点以上のもの</u>	<u>左記のもので20点未満のもの及び施工延長</u>		[略]				[新設]	[新設]		[略]	
7 河川及び排水路工事 [略]						7 河川及び排水路工事 [略]							
		工 種	項 目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準			工 種	項 目	管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	測定基準
8 管水 路工	10 管体基礎工 (砂基礎等)		[略]	[略]	[略]	[略]		10 管体基礎工 (砂基礎等)		[略]	[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]	[略]							
管理方式						管理方式							
		管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2、3-4)	結果一覧表によるもの (様式 3-1、 3-4)	構造図に朱記、併記するもの	測定箇所標準図	摘要			管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2、3-4、3-6)	結果一覧表によるもの (様式 3-1、 3-4、3-6)	構造図に朱記、併記するもの	測定箇所標準図	摘要
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
管水路 (遠心力鉄筋コンクリート管) [略]						管水路 (遠心力鉄筋コンクリート管) [略]							

「土木工事施工管理基準の制定について」の一部改正について

改 正 後					現 行								
管水路（遠心力鉄筋コンクリート管） [略]					管水路（遠心力鉄筋コンクリート管） [略]								
工 種		項 目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準	工 種		項 目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準		
8 管 水 路 工	管水路 (ダクタイル鋳鉄管)		[略]	[略]	[略]	8 管 水 路 工	管水路 (ダクタイル鋳鉄管)		[略]	[略]	[略]		
	30 K形		[略]	[略]			30 A形 31 K形		[略]	[略]			
	31 T形		[略]	[略]			32 U形 33 T形		[略]	[略]			
	32 U形		[略]	[略]					[略]	[略]			
管理方式			測定箇所標準図		摘要		管理方式			測定箇所標準図		摘要	
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2、3-4)	結果一覧表によるもの (様式 3-1、 3-4)	構造図に朱記、併記するもの					管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2、3-4、3-6)	結果一覧表によるもの (様式 3-1、 3-4、3-6)	構造図に朱記、併記するもの				
[略]			[略]		[略]		[略]			[略]			
工 種		項 目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準	工 種		項 目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測定基準		
8 管 水 路 工	40 管水路 (硬質ポリ塩化ビニル管)		[略]	[略]	[略]	8 管 水 路 工	40 管水路 (硬質ポリ塩化ビニル管)		[略]	[略]	[略]		
			[略]	[略]					[略]	[略]			
			[略]	[略]					[略]	[略]			
			[略]	[略]					[略]	[略]			
管理方式			測定箇所標準図		摘要		管理方式			測定箇所標準図		摘要	
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの					管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2、3-4、3-6)	結果一覧表によるもの (様式 3-1、 3-4、3-6)	構造図に朱記、併記するもの				
[略]			[略]		[略]		[略]			[略]			
管水路（鋼管） ～ 65 ジョイントコート [略]					管水路（鋼管） ～ 65 ジョイントコート [略]								

「土木工事施工管理基準の制定について」の一部改正について

改正後					現 行																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>項 目</th> <th>管理基準値(mm)</th> <th>(参考)規格値(mm)</th> <th>測定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">8 管 水 路 工 事</td> <td>管水路 (埋設とう性管)</td> <td colspan="3">[略]</td> <td rowspan="5">[略]</td> </tr> <tr> <td>70 ダクタイル鋳鉄管</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>71 鋼管</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>72 強化プラスチック管</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>たわみ率</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>					工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準	8 管 水 路 工 事	管水路 (埋設とう性管)	[略]			[略]	70 ダクタイル鋳鉄管	[略]	[略]	[略]	71 鋼管	[略]	[略]	[略]	72 強化プラスチック管	[略]	[略]	[略]	たわみ率	[略]	[略]	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>項 目</th> <th>管理基準値(mm)</th> <th>(参考)規格値(mm)</th> <th>測定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">8 管 水 路 工 事</td> <td>管水路 (埋設とう性管)</td> <td colspan="3">[略]</td> <td rowspan="5">[略]</td> </tr> <tr> <td>70 ダクタイル鋳鉄管</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>71 鋼管</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>72 強化プラスチック管</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>たわみ率</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>					工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準	8 管 水 路 工 事	管水路 (埋設とう性管)	[略]			[略]	70 ダクタイル鋳鉄管	[略]	[略]	[略]	71 鋼管	[略]	[略]	[略]	72 強化プラスチック管	[略]	[略]	[略]	たわみ率	[略]	[略]	[略]														
工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準																																																																									
8 管 水 路 工 事	管水路 (埋設とう性管)	[略]			[略]																																																																								
	70 ダクタイル鋳鉄管	[略]	[略]	[略]																																																																									
	71 鋼管	[略]	[略]	[略]																																																																									
	72 強化プラスチック管	[略]	[略]	[略]																																																																									
	たわみ率	[略]	[略]	[略]																																																																									
工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準																																																																									
8 管 水 路 工 事	管水路 (埋設とう性管)	[略]			[略]																																																																								
	70 ダクタイル鋳鉄管	[略]	[略]	[略]																																																																									
	71 鋼管	[略]	[略]	[略]																																																																									
	72 強化プラスチック管	[略]	[略]	[略]																																																																									
	たわみ率	[略]	[略]	[略]																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">管理方式</th> <th rowspan="2">測定箇所標準図</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>管理図表によるもの (様式 3-5)</th> <th>結果一覧表によるもの (様式 3-5)</th> <th>構造図に朱記、併記するもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>					管理方式			測定箇所標準図	摘要	管理図表によるもの (様式 3-5)	結果一覧表によるもの (様式 3-5)	構造図に朱記、併記するもの	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">管理方式</th> <th rowspan="2">測定箇所標準図</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2、3-5)</th> <th>結果一覧表によるもの (様式 3-1、 3-5)</th> <th>構造図に朱記、併記するもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>					管理方式			測定箇所標準図	摘要	管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2、3-5)	結果一覧表によるもの (様式 3-1、 3-5)	構造図に朱記、併記するもの	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																										
管理方式			測定箇所標準図	摘要																																																																									
管理図表によるもの (様式 3-5)	結果一覧表によるもの (様式 3-5)	構造図に朱記、併記するもの																																																																											
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																									
管理方式			測定箇所標準図	摘要																																																																									
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2、3-5)	結果一覧表によるもの (様式 3-1、 3-5)	構造図に朱記、併記するもの																																																																											
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>項 目</th> <th>管理基準値(mm)</th> <th>(参考)規格値(mm)</th> <th>測定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">8 管 水 路 工 事</td> <td rowspan="4">80 シールド工事 (一次覆工) コンクリートセグメント 鋼製セグメント</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td rowspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">81 シールド工事 (二次覆工) 既製管覆工</td> <td>基準高(V)</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td rowspan="5">[略]</td> </tr> <tr> <td>中心線のズレ(e)</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">82 推進工事</td> <td>ジョイント間隔(z)</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>施工延長</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>たわみ率</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>					工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準	8 管 水 路 工 事	80 シールド工事 (一次覆工) コンクリートセグメント 鋼製セグメント	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	81 シールド工事 (二次覆工) 既製管覆工	基準高(V)	[略]	[略]	[略]	中心線のズレ(e)	[略]	[略]	82 推進工事	ジョイント間隔(z)	[略]	[略]	施工延長	[略]	[略]	たわみ率	[略]	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>項 目</th> <th>管理基準値(mm)</th> <th>(参考)規格値(mm)</th> <th>測定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">8 管 水 路 工 事</td> <td rowspan="4">80 シールド工事 (一次覆工) コンクリートセグメント 鋼製セグメント</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td rowspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">81 シールド工事 (二次覆工) 既製管覆工</td> <td>基準高(V)</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td rowspan="5">[略]</td> </tr> <tr> <td>中心線のズレ(e)</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">82 推進工事</td> <td>ジョイント間隔(z)</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>施工延長</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>たわみ率</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>					工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準	8 管 水 路 工 事	80 シールド工事 (一次覆工) コンクリートセグメント 鋼製セグメント	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	81 シールド工事 (二次覆工) 既製管覆工	基準高(V)	[略]	[略]	[略]	中心線のズレ(e)	[略]	[略]	82 推進工事	ジョイント間隔(z)	[略]	[略]	施工延長	[略]	[略]	たわみ率	[略]	[略]
工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準																																																																									
8 管 水 路 工 事	80 シールド工事 (一次覆工) コンクリートセグメント 鋼製セグメント	[略]	[略]	[略]																																																																									
		[略]	[略]																																																																										
		[略]	[略]																																																																										
		[略]	[略]																																																																										
	81 シールド工事 (二次覆工) 既製管覆工	基準高(V)	[略]	[略]	[略]																																																																								
		中心線のズレ(e)	[略]	[略]																																																																									
	82 推進工事	ジョイント間隔(z)	[略]	[略]																																																																									
施工延長		[略]	[略]																																																																										
たわみ率		[略]	[略]																																																																										
工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準																																																																									
8 管 水 路 工 事	80 シールド工事 (一次覆工) コンクリートセグメント 鋼製セグメント	[略]	[略]	[略]																																																																									
		[略]	[略]																																																																										
		[略]	[略]																																																																										
		[略]	[略]																																																																										
	81 シールド工事 (二次覆工) 既製管覆工	基準高(V)	[略]	[略]	[略]																																																																								
		中心線のズレ(e)	[略]	[略]																																																																									
	82 推進工事	ジョイント間隔(z)	[略]	[略]																																																																									
施工延長		[略]	[略]																																																																										
たわみ率		[略]	[略]																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">管 理 方 式</th> <th rowspan="2">測定箇所標準図</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2、3-4、3-5)</th> <th>結果一覧表によるもの (様式 3-1、 3-4、3-5)</th> <th>構造図に朱記、併記するもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>					管 理 方 式			測定箇所標準図	摘要	管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2、3-4、3-5)	結果一覧表によるもの (様式 3-1、 3-4、3-5)	構造図に朱記、併記するもの	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">管 理 方 式</th> <th rowspan="2">測定箇所標準図</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2、3-4、3-6)</th> <th>結果一覧表によるもの (様式 3-1、 3-4、3-6)</th> <th>構造図に朱記、併記するもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>					管 理 方 式			測定箇所標準図	摘要	管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2、3-4、3-6)	結果一覧表によるもの (様式 3-1、 3-4、3-6)	構造図に朱記、併記するもの	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																
管 理 方 式			測定箇所標準図	摘要																																																																									
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2、3-4、3-5)	結果一覧表によるもの (様式 3-1、 3-4、3-5)	構造図に朱記、併記するもの																																																																											
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																									
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																									
管 理 方 式			測定箇所標準図	摘要																																																																									
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2、3-4、3-6)	結果一覧表によるもの (様式 3-1、 3-4、3-6)	構造図に朱記、併記するもの																																																																											
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																									
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																									

「土木工事施工管理基準の制定について」の一部改正について

改 正 後					現 行								
9 畑かん施設工事 ～ 16 海岸河川工事 [略]					9 畑かん施設工事 ～ 16 海岸河川工事 [略]								
	工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準		工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準		
17 ため池 改修 工事	10 堤体工	[略]	[略]	[略]	[略]	17 ため池 改修 工事	10 堤体工	[略]	[略]	[略]	[略]		
		[略]	[略]	[略]				[略]					
		[略]	[略]	[略]				[略]					
		[略]	[略]	[略]				[略]					
	20 洪水吐土工	[略]	[略]	[略]	[略]		20 洪水吐土工	[略]	[略]	[略]	[略]		
		[略]	[略]	[略]				[略]					
		[略]	[略]	[略]				[略]					
		[略]	[略]	[略]				[略]					
		[略]	[略]	[略]				[略]					
		[略]	[略]	[略]				[略]					
管 理 方 式					管 理 方 式								
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)		結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		測定箇所標準図	摘要	管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)		結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		測定箇所標準図	摘要
[略]	左記のもので 20点未満のもの <u>及び施工延長</u>	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	左記のもので 20点未満のもの	[略]	[略]		
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、 <u>スパン長</u> で20点以上のもの		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレで20点以上のもの		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準		工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準		
17 ため池 改修 工事	30 樋管工 同上付帯構造物(土砂吐ゲート等)	[略]	[略]	[略]	[略]	17 ため池 改修 工事	30 樋管工 同上付帯構造物(土砂吐ゲート等)	[略]	[略]	[略]	[略]		
		[略]	[略]	[略]				[略]					
		[略]	[略]	[略]				[略]					
		[略]	[略]	[略]				[略]					
		[略]	[略]	[略]				[略]					
		[略]	[略]	[略]				[略]					

「土木工事施工管理基準の制定について」の一部改正について

改 正 後					現 行				
管 理 方 式					管 理 方 式				
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2、3-4)	結果一覧表によるもの (様式 3-1、 3-4)	構造図に朱記、併記するもの	測定箇所標準図	摘要	管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの	測定箇所標準図	摘要
[略]	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	[略]	[略]	1 基準高 (V) は管底を原則とする。 2 <u>プレキャストコンクリート製品</u> 使用の場合である。 3 底樋がトンネルの場合は、土木工事施工管理基準 5 水路トンネル工事の10 水路トンネルに準ずる。 4 斜樋等付帯構造物は土木工事施工管理基準 1 共通工事の90 コンクリート付帯構造物に準ずる。ただし、基準高 (V) は、取水孔 (ゲートの中心) の標高とし、高さ (H) は斜面直角方向とする。	[略]	左記のもので20点未満のもの	[略]	[略]	1 基準高 (V) は管底を原則とする。 2 <u>コンクリート二次製品</u> 使用の場合である。 3 底樋がトンネルの場合は、土木工事施工管理基準 5 水路トンネル工事の10水路トンネルに準ずる。 4 斜樋等付帯構造物は土木工事施工管理基準 1 共通工事の90コンクリート付帯構造物に準ずる。ただし、基準高 (V) は、取水孔 (ゲートの中心) の標高とし、高さ (H) は斜面直角方向とする。

別表ア 基礎杭打工 偏心管理基準値

(単位:mm)

項目コード	杭 径	木 杭		<u>プレキャストコンクリート杭</u>	
		管理基準値	(参考)規格値	管理基準値	(参考)規格値
20	60	60	225		
21	90	90	225		
[略]					

別表ア 基礎杭打工 偏心管理基準値

(単位:mm)

項目コード	杭 径	木 杭		<u>既製コンクリート杭</u>	
		管理基準値	(参考)規格値	管理基準値	(参考)規格値
20	60	60	225		
21	90	90	225		
[略]					



「土木工事施工管理基準の制定について」の一部改正について

改正後

別表イ 管水路 (遠心力鉄筋コンクリート管) のジョイント間隔管理基準値

(単位: mm)

項目 コード	呼び径 (mm)	JIS A 5372 RC 管(B形管)				JIS A 5372 RC 管(NB形管)					
		管理基準値		(参考)規格値		管理基準値		(参考)規格値			
				8管水路工事 良質地盤	8管水路工事 軟弱地盤			8管水路工事 良質地盤	8管水路工事 軟弱地盤		
30	150	+13	0	+20	0	+11	0	+15	0	+23	0
31	200	+13	0	+20	0	+11	0	+15	0	+23	0
32	250	+13	0	+20	0	+11	0	+15	0	+23	0
33	300	+12	0	+18	0	+10	0	+15	0	+23	0
34	350	+12	0	+18	0	+10	0	+15	0	+23	0
35	400	+14	0	+21	0	+11	0	+19	0	+29	0
36	450	+14	0	+21	0	+11	0	+19	0	+29	0
37	500	+14	0	+21	0	+11	0	+19	0	+29	0
38	600	+15	0	+23	0	+13	0	+19	0	+29	0
39	700	+14	0	+21	0	+12	0	+19	0	+29	0
40	800	+16	0	+24	0	+13	0	+19	0	+29	0
41	900	+17	0	+26	0	+15	0	+19	0	+29	0
42	1,000	+21	0	+32	0	+18	0	-	-	-	-
43	1,100	+22	0	+33	0	+19	0	-	-	-	-
44	1,200	+23	0	+35	0	+21	0	-	-	-	-
45	1,350	+24	0	+37	0	+22	0	-	-	-	-

注) 1. ~ 3. [略]

4. 標準値は目地処理のため施工上必要な、本来開くべきジョイント間隔値を示している。規格値及び管理基準値は下図に示す位置を測定するものとする。

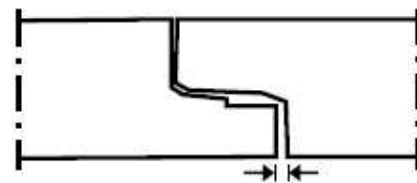
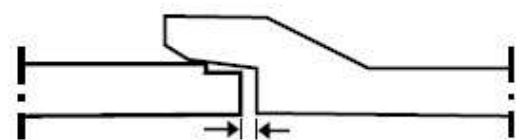
5. 管の外面から測定する場合の測定位置は、施工管理記録様式に示すa' b' c' d' とする。

(参考) ジョイント間隔測定位置を以下に示す。

(1) 内面から計測する場合。

B型及びNB型

NC型



現行

別表イ 管水路 (コンクリート二次製品) のジョイント間隔管理基準値

(単位: mm)

項目 コード	呼び径 (mm)	標準値	JIS A 5372 RC管			
			管理基準値	(参考)規格値		8管水路工事 152軟弱地盤
				8管水路工事 151良質地盤	8管水路工事 151良質地盤	
30	150	6	+2 - 6	+10 - 6	+5 - 6	
31	200	6	+2 - 6	+10 - 6	+5 - 6	
32	250	6	+2 - 6	+10 - 6	+5 - 6	
33	300	6	+2 - 6	+9 - 6	+4 - 6	
34	350	6	+2 - 6	+9 - 6	+4 - 6	
35	400	8	+2 - 8	+9 - 8	+3 - 8	
36	450	8	+2 - 8	+9 - 8	+3 - 8	
37	500	8	+2 - 8	+9 - 8	+3 - 8	
38	600	8	+3 - 8	+12 - 8	+5 - 8	
39	700	8	+3 - 8	+10 - 8	+4 - 8	
40	800	8	+3 - 8	+12 - 8	+5 - 8	
41	900	8	+3 - 8	+15 - 8	+7 - 8	
42	1,000	10	+4 - 10	+18 - 10	+8 - 10	
43	1,100	10	+4 - 10	+19 - 10	+9 - 10	
44	1,200	10	+4 - 10	+21 - 10	+11 - 10	
45	1,350	10	+4 - 10	+23 - 10	+12 - 10	
46	1,500	8	+4 - 8	+15 - 8	+7 - 8	
47	1,650	8	+4 - 8	+15 - 8	+7 - 8	
48	1,800	8	+4 - 8	+15 - 8	+7 - 8	
49	2,000	8	+4 - 8	+15 - 8	+7 - 8	
51	2,200	8	+4 - 8	+15 - 8	+7 - 8	
53	2,400	10	+4 - 10	+15 - 10	+7 - 10	
54	2,600	10	+4 - 10	+15 - 10	+7 - 10	
55	2,800	10	+4 - 10	+15 - 10	+7 - 10	
56	3,000	10	+4 - 10	+15 - 10	+7 - 10	

[新設]

[新設]

[新設]

「土木工事施工管理基準の制定について」の一部改正について

改正後

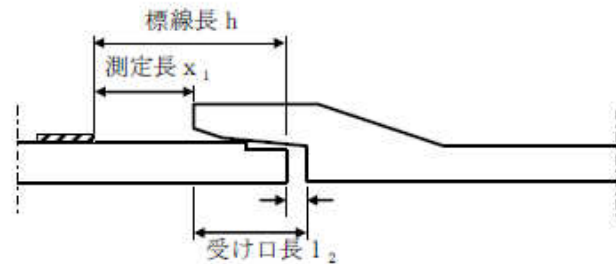
(単位:mm)

項目コード	呼び径 (mm)	JIS A 5372 RC管(NC形管)			
		標準値	管理基準値		(参考)規格値
46	1,500	5	+24	+5	+33 +5
47	1,650	5	+24	+5	+33 +5
48	1,800	5	+24	+5	+33 +5
49	2,000	5	+24	+5	+33 +5
51	2,200	5	+24	+5	+33 +5
53	2,400	5	+27	+5	+38 +5
54	2,600	5	+27	+5	+38 +5
55	2,800	5	+27	+5	+38 +5
56	3,000	5	+27	+5	+38 +5

(2)外面から計測する場合

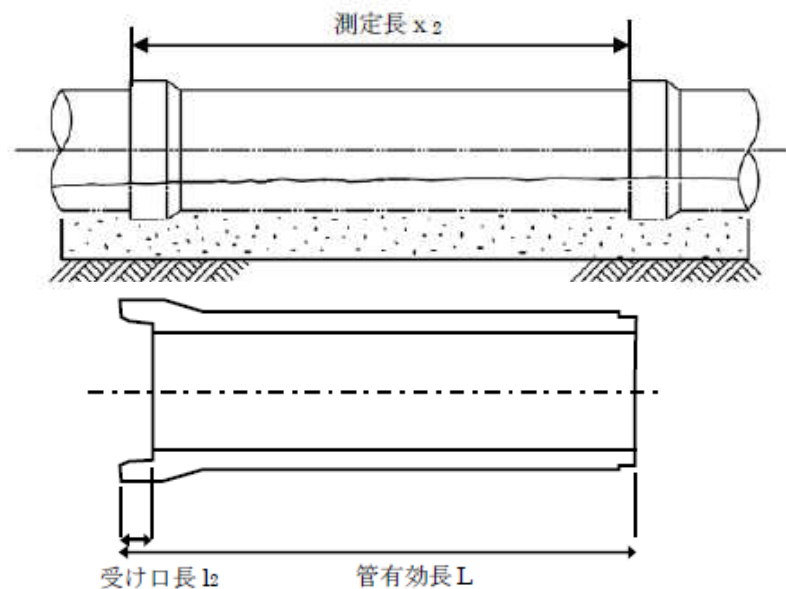
1)標線による計測

ジョイント間隔=受け口長 $l_2$ - (標線長 $h$ -測定長 $x_1$ )



2)標線によらない計測 (参考)

ジョイント間隔=受け口長 $l_2$ - (管有効長 $L$ -測定長 $x_2$ )



現 行

(単位:mm)

項目コード	呼び径 (mm)	標準値	管理基準値	J I S A 5372 RC管(スペーサー用ゴムを添付)			
				(参 考) 規 格 値			
				8管水路工事 153良質地盤		8管水路工事 154軟弱地盤	
30	150	-	-	-	-	-	-
31	200	-	-	-	-	-	-
32	250	-	-	-	-	-	-
33	300	-	-	-	-	-	-
34	350	-	-	-	-	-	-
35	400	-	-	-	-	-	-
36	450	-	-	-	-	-	-
37	500	8	+2 -3	+9 -5	+3 -5	+3 -5	-5
38	600	8	+3 -3	+12 -5	+5 -5	+5 -5	-5
39	700	8	+3 -3	+10 -5	+4 -5	+4 -5	-5
40	800	8	+3 -3	+12 -5	+5 -5	+5 -5	-5
41	900	8	+3 -3	+15 -5	+7 -5	+7 -5	-5
42	1,000	10	+4 -5	+18 -7	+8 -7	+8 -7	-7
43	1,100	10	+4 -5	+19 -7	+9 -7	+9 -7	-7
44	1,200	10	+4 -5	+21 -7	+11 -7	+11 -7	-7
45	1,350	10	+4 -5	+23 -7	+12 -7	+12 -7	-7
46	1,500	-	-	-	-	-	-
47	1,650	-	-	-	-	-	-
48	1,800	-	-	-	-	-	-
49	2,000	-	-	-	-	-	-
51	2,200	-	-	-	-	-	-
53	2,400	-	-	-	-	-	-
54	2,600	-	-	-	-	-	-
55	2,800	-	-	-	-	-	-
56	3,000	-	-	-	-	-	-

[新設]

「土木工事施工管理基準の制定について」の一部改正について

改正後

別表ウ 管水路 (ダクタイル鋳鉄管) ジョイント間隔管理基準値

(単位:mm)

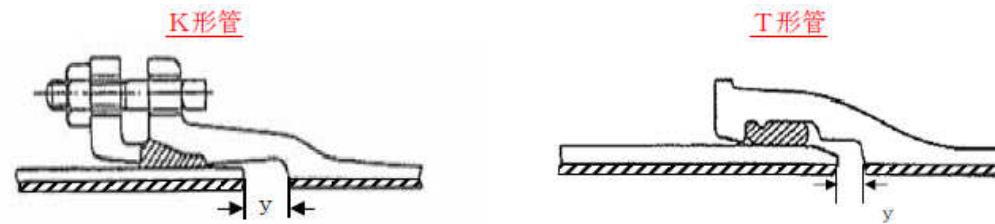
項目 コード	呼び径 (mm)	JIS G 5526・5527 及び JDP A G 1027				JIS G 5526・5527 及び JDP A G 1027・1029			
		8 管水路工事 K形				8 管水路工事 T形(直管)			
		管理基準値		(参考)規格値		管理基準値		(参考)規格値	
30	75	+14	0	+19	0	+11	0	+16	0
31	100	+14	0	+19	0	+11	0	+16	0
32	150	+14	0	+19	0	+11	0	+16	0
33	200	+14	0	+19	0	+10	0	+14	0
34	250	+14	0	+19	0	+10	0	+14	0

[略]

注) 1. ~ 3. [略]

4. 管の外側から測定する場合の測定位置は、施工管理記録様式に示す a' b' c' d' とする。

5. ダクタイル鋳鉄管のうち、K形管・T形管のジョイント間隔測定位置及びU形管の標準値は下図の y 寸法である。y の測定位置は、鋳鉄層とモルタルライニング層の境界部を目安とする。



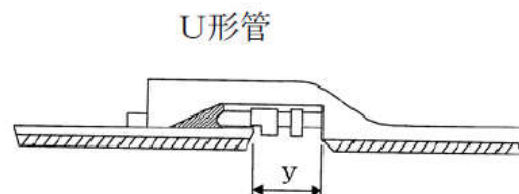
(単位:mm)

項目 コード	呼び径 (mm)	JIS G 5526・5527 及び JDP A G 1027・1029				JIS G 5526・5527 及び JDP A G 1029			
		8 管水路工事 T形(異形管)				8 管水路工事 U形			
		管理基準値		(参考)規格値		標準値	管理基準値		(参考)規格値
30	75	+11	0	+16	0	-	-	-	-
31	100	+11	0	+17	0	-	-	-	-
32	150	+11	0	+18	0	-	-	-	-
33	200	+10	0	+16	0	-	-	-	-
34	250	+10	0	+14	0	-	-	-	-

[略]

6.・7. [略]

8. 標準値は継手構造上、本来開くべきジョイント間隔値を示しており、規格値及び管理基準値は標準値に対する値を示している。



現 行

別表ウ 管水路 (ダクタイル鋳鉄管) ジョイント間隔管理基準値

(単位:mm)

項目 コード	呼び径 (mm)	JIS G 5526・5527 及び JDP A G 1027				JIS G 5526・5527 及び JDP A G 1027・1029			
		8 管水路工事 K形				8 管水路工事 T形(直管)			
		管理基準値		(参考)規格値		管理基準値		(参考)規格値	
30	75	+14	0	+19	0	+11	0	+16	0
31	100	+14	0	+19	0	+11	0	+16	0
32	150	+14	0	+19	0	+11	0	+16	0
33	200	+14	0	+19	0	+10	0	+14	0
34	250	+14	0	+19	0	+10	0	+14	0

[略]

注) 1. ~ 3. [略]

[新設]

4. ダクタイル鋳鉄管のうちU形管の標準値は下図の y 寸法である。

[新設]

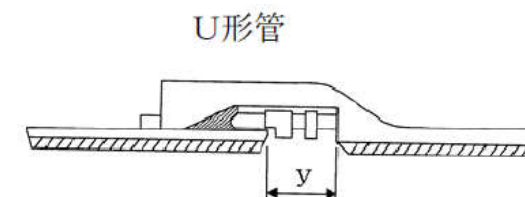
(単位:mm)

項目 コード	呼び径 (mm)	JIS G 5526・5527 及び JDP A G 1027・1029				JIS G 5526・5527 及び JDP A G 1029			
		8 管水路工事 T形(異形管)				8 管水路工事 U形			
		管理基準値		(参考)規格値		標準値	管理基準値		(参考)規格値
30	75	+11	0	+16	0	-	-	-	-
31	100	+11	0	+17	0	-	-	-	-
32	150	+11	0	+18	0	-	-	-	-
33	200	+10	0	+16	0	-	-	-	-
34	250	+10	0	+14	0	-	-	-	-

[略]

5.・6. [略]

[新設]



「土木工事施工管理基準の制定について」の一部改正について

改正後

別紙エ 管水路（強化プラスチック複合管）ジョイント間隔管理基準値

規 格	J I S A 5 3 5 0			
	B形及びT形			
	標準値	管理基準値	(参考) 規格値	
良質地盤			軟弱地盤	
呼び径 (mm)	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

規 格	J I S A 5 3 5 0			
	C 形			
	標準値	管理基準値	(参考) 規格値	
良質地盤			軟弱地盤	
呼び径 (mm)	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

規 格	J I S A 5 3 5 0			
	D 形			
	標準値	管理基準値	(参考) 規格値	
良質地盤			軟弱地盤	
呼び径 (mm)	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

注) 1. ～ 3. [略]

4. 管の外面から測定する場合の測定位置は、施工管理記録様式に示すa' b' c' d' とする。

5. ～ 6. [略]

別紙オ・別紙カ [略]

現 行

別紙エ 管水路（強化プラスチック複合管）ジョイント間隔管理基準値

規 格	J I S A 5 3 5 0			
	B形及びT形			
	標準値	管理基準値	(参考) 規格値	
良質地盤			軟弱地盤	
呼び径 (mm)	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

規 格	J I S A 5 3 5 0			
	C 形			
	標準値	管理基準値	(参考) 規格値	
良質地盤			軟弱地盤	
呼び径 (mm)	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

規 格	J I S A 5 3 5 0			
	D 形			
	標準値	管理基準値	(参考) 規格値	
良質地盤			軟弱地盤	
呼び径 (mm)	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

注) 1. ～ 3. [略]

[新設]

4. ～ 5. [略]

別紙オ・別紙カ [略]

「土木工事施工管理基準の制定について」の一部改正について

改正後			現 行			
別表第2 撮影記録による出来形管理			別表第2 撮影記録による出来形管理			
1 共通 工事	工 種	撮影基準	撮影箇所	工 種	撮影基準	撮影箇所
	1. 一般	[略]		1. 一般	[略]	
	2. 掘削	[略]	[略]	2. 掘削	[略]	[略]
	3. 盛土	[略]	[略]	3. 盛土	[略]	[略]
	4. 石積み(張) ブロック積み(張)	[略]	[略]	4. 石積み(張) ブロック積み(張)	[略]	[略]
	5. 基礎杭打工	[略]	[略]	5. 基礎杭打工	[略]	[略]
	6. 矢板打工	[略]	[略]	6. 矢板打工	[略]	[略]
	7. オープンケーソン	[略]	[略]	7. オープンケーソン	[略]	[略]
	[削る。]	[削る。]	[削る。]	8. <u>コンクリート吹付</u> <u>モルタル吹付</u>	<u>施工面積おおむね 200~400㎡</u> <u>につき 1 箇所の割合で撮影す</u> <u>る。</u> <u>上記未満は 2 箇所撮影する。</u>	<u>法面状況、法勾配、法長、厚さ、</u> <u>ラス張、アンカー打込み、その</u> <u>他必要箇所を撮影する。</u>
	8. 栗石基礎 砕石基礎 砂基礎 均しコンクリート	[略]	[略]	9. 栗石基礎 砕石基礎 砂基礎 均しコンクリート	[略]	[略]
	9. コンクリート付帯構 造物	[略]	[略]	10. コンクリート付帯構 造物	[略]	[略]
	10. コンクリート付帯構 造物 コンクリート基礎、 側溝、管渠、横断構 造物、コンクリート 擁壁その他上記に準 ずるもの	[略]	[略]	11. コンクリート付帯構 造物 コンクリート基礎、 側溝、管渠、横断構 造物、コンクリート 擁壁その他上記に準 ずるもの	[略]	[略]
	11. U字溝 U字フリューム ベンチフリューム	[略]	[略]	12. U字溝 U字フリューム ベンチフリューム	[略]	[略]
	12. 土水路	[略]	[略]	13. 土水路	[略]	[略]
13. 鉄筋組立	[略]	[略]	14. 鉄筋組立	[略]	[略]	
撮影方法	管理方法		撮影方法	管理方法		
1. ・ 2. [略] 3. 写真はカラー撮影とする。 <u>なお、写真ファイルの記録形式は JPEG とし、有効画素数は、</u> <u>黒板の文字が確認できることを指標 (100 万</u> <u>画素程度) とする。</u> 4. [略]	1. ・ 2. [略]		1. ・ 2. [略] 3. 写真は <u>原則としてカラー撮影とし大きさは、</u> <u>11.7cm×8cm を標準とする。</u> 4. [略]	1. ・ 2. [略]		

「土木工事施工管理基準の制定について」の一部改正について

改 正 後	現 行
-------	-----

2 ほ場整備工事 ～ 11 橋梁下部工事 [略]

工 種	撮影基準	撮影箇所
12 法 面 保 護 工 事	1. 法面保護工 客土吹付、植生基材吹付、 <u>コンクリート吹付、モルタル吹付</u> は、施工面積おおむね 200～400 m <sup>2</sup> につき 1 箇所、その他は 1,000 m <sup>2</sup> につき 1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は 2 箇所撮影する。	法面状況、法面清掃、 <u>法勾配、法長、</u> 厚さ、 <u>ラス張、</u> 植生ネット張、むしろ張、アンカー打込み等必要箇所を撮影する。

2 ほ場整備工事 ～ 11 橋梁下部工事 [略]

工 種	撮影基準	撮影箇所
12 法 面 保 護 工 事	1. 法面保護工 客土吹付、植生基材吹付は、施工面積おおむね 200～400 m <sup>2</sup> につき 1 箇所、その他は 1,000 m <sup>2</sup> につき 1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は 2 箇所撮影する。	法面状況、法面清掃、厚さ、 <u>金網、</u> 植生ネット張、むしろ張、アンカー打込み等必要箇所を撮影する。

13 暗渠排水工事 ～ 17 ため池改修工事 [略]

13 暗渠排水工事 ～ 17 ため池改修工事 [略]

別表第3 品質管理

別表第3 品質管理

1 コンクリート関係

1 コンクリート関係

工種	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
10 コン クリ ート	(1) 材 料	[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]
	(2) 施 工	25 <u>単位水量測定</u>	<u>1. 水中コンクリート、転圧コンクリート等の特殊なコンクリートを除き、1日当たりコンクリート種別毎の使用量が 100m<sup>3</sup>以上施工するコンクリート工を対象とする。</u> <u>2. エアメータ法又はこれと同程度、若しくは、そ</u>	<u>100m<sup>3</sup> 以上の場合：2 回/日（午前 1 回、午後 1 回）、重要なコンクリート構造物の場合は重要度に応じて 100～150m<sup>3</sup> 毎に 1 回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。</u> <u>※対象（重要なコンクリート構造物）は、高さが 5 m 以上の鉄筋コンクリート擁壁（プレキャスト製品は除く。）、内空断面が 25 m<sup>2</sup> 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部</u>
				[略]

工種	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
コン クリ ート	(1) 材 料	[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]
	(2) 施 工	[略]	[略]	[略]
[新設]		[新設]	[新設]	[新設]

「土木工事施工管理基準の制定について」の一部改正について

改正後			現 行		
		れ以上の精度を有する測定機器を使用するものとし、 <u>施工計画書に記載するとともに、事前に機器諸元表、単位水量算定方法を監督職員に提出するものとする。</u> また、使用する機器はキャリブレーションされた機器を使用するものとする。			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
28 圧縮強度試験	JIS A 1108	1. [略] 2. 試験基準 1回/日または <u>構造物の重要度</u> と工事の規模に応じて20~150m <sup>3</sup> に1回とする。 [以下略]	圧縮強度試験	JIS A 1108	1. [略] 2. 試験基準 1回/日または工事の規模に応じて20~150m <sup>3</sup> に1回とする。 [以下略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(参考)規格値	管理方式	処 置	(参考)規格値	管理方式	処 置
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]			[略]		
高炉スラグ粗骨材L 1.25kg/ℓ			高炉スラグ粗骨材A 1.25kg/ℓ		
〃 粗骨材N 1.35kg/ℓ			〃 粗骨材B 1.35kg/ℓ		
〃 細骨材 1.45kg/ℓ			〃 細骨材 1.45kg/ℓ		
<u>絶乾密度：2.5g/cm<sup>3</sup>以上</u> <u>吸水率：3.5%以下</u> <u>ただし、砕砂、高炉スラグ細骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材、電気炉酸化スラグ細骨材の規格値については、以下のJISを適用する。</u> <u>JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂)</u> <u>JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材)</u> <u>JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材)</u>			[新設]		

「土木工事施工管理基準の制定について」の一部改正について

改正後	現 行
<p><u>JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材)</u></p>	
<p><u>JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材)</u></p>	
<p><u>JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)</u></p>	
<p><u>絶乾密度: 2.5g/cm<sup>3</sup>以上</u>  <u>吸水率: 3.0%以下</u>  <u>ただし、砕石、高炉スラグ粗骨材及び電気炉酸化スラグ粗骨材の規格値については、以下のJISを適用する。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>JIS A 5005 (コンクリート用砕石)</u></p>	
<p><u>JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材)</u></p>	
<p><u>JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材)</u></p>	
<p><u>JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)</u></p>	
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p><u>1.測定した単位水量が、配合設計±15kg/m<sup>3</sup>の範囲にある場合はそのまま施工してよい。</u>  <u>2.測定した単位水量が、配合設計±15kg/m<sup>3</sup>を超え±20kg/m<sup>3</sup>の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後配合設計±15kg/m<sup>3</sup>以内で安定するまで運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。</u></p>	<p>[略]</p> <p>[新設]</p>



「土木工事施工管理基準の制定について」の一部改正について

改正後	現 行
<p><u>3. 配合設計±20kg/m<sup>3</sup> の指示値を超える場合は、生コンを打ち込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m<sup>3</sup> 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m<sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量測定を行う。</u></p> <p><u>なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。</u></p> <p><u>ただし、示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m<sup>3</sup>、40mmの場合は165kg/m<sup>3</sup>を基本とする。</u></p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p><u>1回の試験結果は、呼び強度の85%以上でなければならない。</u></p> <p><u>3回の試験結果の平均値は、呼び強度以上でなければならない。</u></p> <p><u>なお、1回の試験とは採取した試料で作った3個の供試体の平均値で表したもの。</u></p>	<p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p><u>合格判定強度Xを下回らないこと。</u></p> $X = \sigma_{bk} + k \cdot \sigma_e$ <p><u>σ<sub>bk</sub> : 配合基準強度</u></p> <p><u>K : 合格判定係数</u></p> <p><u>σ<sub>e</sub> : 不変分数の平方根</u></p> <p><u>(セメントコンクリート舗装要綱による)</u></p> <p><u>試験回数が7回以下は設計曲げ強度を下回らないこと。</u></p>

「土木工事施工管理基準の制定について」の一部改正について

改正後

現行

2 土質関係

工種	項目	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準	
10 道 路 工	(1) 路体・路床盛土工	材料	[略]	[略]	[略]	
			[略]	[略]		
			[略]	[略]		
		施工	[略]	[略]		
			[略]	[略]		
			[略]	[略]		
			[略]	[略]		
			17 <u>ブルーフローリング</u>	[略]		
			[略]	[略]		
	(2) 下層路盤工	材料	[略]	[略]		
			[略]	[略]		
			[略]	[略]		
			[略]	[略]		
			[略]	[略]		
			[略]	[略]		
		施工	[略]	[略]		[略]
			27 <u>ブルーフローリング</u>	[略]		[略]
			[略]	[略]		[略]

(参考) 規格値	管理方式	処置
	[略]	[略]
1. [略]		
2. <u>飽和度</u> で規定する場合、飽和度は85～95%の範囲とする。		
3. [略]		
[略]		
[略]		
[略]		
[略]		
[略]		
[略]		
[略]		
[略]		
[略]		
[略]		
[略]		
[略]		

2 土質関係

工種	項目	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準	
10 道 路 工	(1) 路体・路床盛土工	材料	[略]	[略]	[略]	
			[略]	[略]		
			[略]	[略]		
		施工	[略]	[略]		
			[略]	[略]		
			[略]	[略]		
			[略]	[略]		
			17 <u>ブルーフローリング</u>	[略]		
			[略]	[略]		
	(2) 下層路盤工	材料	[略]	[略]		
			[略]	[略]		
			[略]	[略]		
			[略]	[略]		
			[略]	[略]		
			[略]	[略]		
		施工	[略]	[略]		[略]
			27 <u>ブルーフローリング</u>	[略]		[略]
			[略]	[略]		[略]

(参考) 規格値	管理方式	処置
	[略]	[略]
1. [略]		
2. <u>和度</u> で規定する場合、飽和度は85～95%の範囲とする。		
3. [略]		
[略]		
[略]		
[略]		
[略]		
[略]		
[略]		
[略]		
[略]		
[略]		
[略]		
[略]		
[略]		

「土木工事施工管理基準の制定について」の一部改正について

改正後

現 行

(3) 粒度調整路盤工（上層路盤工） [略]

工種	項目	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
10 道 路 工	(4)  セメント・石灰安定処理工	材料	[略]	舗装施工便覧	[略]
			[略]	[略]	
			[略]	[略]	
			[略]	[略]	
			[略]	[略]	
		施工	[略]	[略]	
			[略]	[略]	
			[略]	[略]	
			[略]	[略]	
			[略]	[略]	

20 水路工（インバート下の盛土） ～ 30 水路工（管水路） [略]

工種	項目	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
40 堤 防 工	(1) 盛 土	材料	[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]	
		施工	12 土の含水比試験	JIS A 1203	[共通事項] 測定箇所は、40m当り1箇所を標準とするが、工事監督員の指示による。ただし、40m以下は2箇所とする。 [12 土の含水比試験] 午前の施工前に1回、午後の施工前に1回、 <u>用土の含水比試験</u> を実施する。 [13 現場密度の測定] <u>盛土の現場密度の測定は、盛土高1.0mごとに実施し、1箇所当りの個数は2～3個とする。実施場所については工事監督員の指示による。ただし、抱土、さや土については、現場の状況により別途工事監督員が指示する。（なお、測定には含水比試験も含む。）</u> [14 現場透水性の測定] 盛土高1.0mごとに現場透水性の測定を実施する。実施場所については工事監督員の指示による。
			13 <u>現場密度の測定</u>	<u>JIS A 1214 他</u>	
	14 現場透水性の測定				

(3) 粒度調整路盤工（上層路盤工） [略]

工種	項目	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
10 道 路 工	(4)  セメント・石灰安定処理工	材料	[略]	アスファルト舗装要綱	[略]
			[略]	[略]	
			[略]	[略]	
			[略]	[略]	
			[略]	[略]	
		施工	[略]	[略]	
			[略]	[略]	
			[略]	[略]	
			[略]	[略]	
			[略]	[略]	

20 水路工（インバート下の盛土） ～ 30 水路工（管水路） [略]

工種	項目	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準	
40 堤 防 工	(1) 盛 土	材料	[略]	[略]	[略]	
			[略]	[略]		
		施工	12 土の含水比試験	[略]	JIS A 1214	①測定箇所は、40m当り1箇所を標準とするが、工事監督員の指示による。 ただし、40m以下は2箇所とする。 ②午前の施工前に1回、午後の施工前に1回実施する。 ③盛土高1.0mごとに1箇所当りの個数は2～3個とする。実施場所については工事監督員の指示による。 ただし、抱土、さや土については、現場の状況により別途工事監督員が指示する。
			13 <u>砂置換法による土の密度試験</u>			
	14 現場透水性の測定			盛土高1.0mごとに現場透水性の測定を実施する。実施場所については工事監督員の指示による。		

「土木工事施工管理基準の制定について」の一部改正について

改正後			現行		
(参考)規格値	管理方式	処置	(参考)規格値	管理方式	処置
<p><b>【含水比の基準】</b> 許容含水比 = (標準突固め最適含水比) - (盛土含水比) ≤ ± 5%</p> <p><b>【現場密度の基準】</b> 1. 乾燥密度で規定する場合  <math display="block">D値 = \frac{\text{盛土乾燥密度}}{\text{標準突固め最大乾燥密度}} \times 100 \geq 90\%</math> <math display="block">C値 = \frac{\text{盛土乾燥密度}}{\text{盛土と同じ含水比における突固め乾燥密度}} \times 100 \geq 95\%</math> </p> <p>2. 飽和度で規定する場合 飽和度は85～95%の範囲とする。</p> <p>3. 空気間隙率で規定する場合 空気間隙率は2～10%の範囲とする。</p> <p><b>【透水性の基準】</b>                  鋼土 K = 1 × 10<sup>-7</sup> ~ 1 × 10<sup>-5</sup> cm/sec                  抱土 1 × 10<sup>-6</sup> ~ 1 × 10<sup>-4</sup>                  さや土 1 × 10<sup>-4</sup> ~ 1 × 10<sup>-2</sup>                  (K: 透水係数)</p>			<p><b>縮固め度の基準</b> 1. 許容含水比 = (標準突固め最適含水比) - (盛土含水比) ≤ ± 5%</p> $D値 = \frac{\text{盛土乾燥密度}}{\text{標準突固め最大乾燥密度}} \times 100 \geq 90\%$ $C値 = \frac{\text{盛土乾燥密度}}{\text{盛土と同じ含水比における突固め乾燥密度}} \times 100 \geq 95\%$ <p>2. 飽和度で規定する場合、飽和度は85～95%の範囲とする。</p> <p>3. 空気間隙率で規定する場合、空気間隙率は2～10%の範囲とする。</p> <p><b>透水性の基準</b>                  鋼土 K = 1 × 10<sup>-7</sup> ~ 1 × 10<sup>-5</sup> cm/sec                  抱土 1 × 10<sup>-6</sup> ~ 1 × 10<sup>-4</sup>                  さや土 1 × 10<sup>-4</sup> ~ 1 × 10<sup>-2</sup></p>		
<p>3 石材関係 ~ 4アスファルト関係 [略]</p> <p>5 <u>プレキャストコンクリート製品及び鋼材関係</u>                  (1) <u>プレキャストコンクリート製品関係</u>                  [以下略]</p> <p>6 その他の二次製品 [略]</p>			<p>3 石材関係 ~ 4アスファルト関係 [略]</p> <p>5 <u>プレキャストコンクリート製品及び鋼材関係</u>                  (1) <u>プレキャストコンクリート製品関係</u>                  [以下略]</p> <p>6 その他の二次製品 [略]</p>		
<p>別表第4 施工管理記録様式 目次 1 ~ 60 [略] [削る。] (出来形管理関係) ※全様式共通 <u>受注会社名</u></p>			<p>別表第4 施工管理記録様式 目次 1 ~ 60 [略] 61 <u>工事アルバム</u> (出来形管理関係) ※全様式共通 <u>請負会社名</u></p>		

現 行

様式 3-4

管水路ジョイント間隔測定結果一覧表

主任監督員	主任技師
-------	------

工事名 \_\_\_\_\_

請負会社名 \_\_\_\_\_

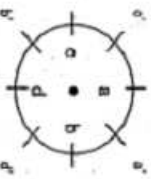
測定者 \_\_\_\_\_

印

工種名 (呼び径)	測定年月日 (管番号)	測定値(接合時)				管理基準値	判定	備考	測定年月日	測定値(埋戻後)				(参考) 規格値	判定	備考
		a	b	c	d					平均	a	b	c			

- 注) 1. 管理基準値は接合時の値であり、4箇所を平均とする。  
 2. (参考)規格値は埋戻し後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。  
 3. 測定は、呼び径700mm以下の場合には管の外から測定しても良い。  
 また、埋戻し後の測定は、原則として呼び径700mm以下の測定は必要ない。  
 4. 施工データが安定するまでの間は、上表の4箇所に加わらず密に測定すること。  
 5. 強化プラスチック複合管のD形の場合は、受口側と挿口側を各々測定すること。

測定箇所



<記載例>

測定位置		測定値		平均
a	b	c	d	
NO.〇〇型(受口側/挿口側記載)				
〃 挿口側/挿口側記載)				

主任監督員	主任技師
-------	------

工事名 \_\_\_\_\_

受注会社名 \_\_\_\_\_

測定者 \_\_\_\_\_

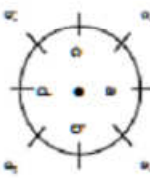
印

管水路ジョイント間隔測定結果一覧表

管種名 (呼び径)	測定年月日	測定位置 (管番号)	測定値(接合時)				管理基準値	判定	備考	測定年月日	測定値(埋戻後)				(参考) 規格値	判定	備考
			a	b	c	d					平均	a	b	c			

- 注) 1. 管理基準値は接合時の値であり、4箇所を平均とする。  
 2. (参考)規格値は埋戻し後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。  
 3. 測定は、呼び径700mm以下の場合には管の外から測定しても良い。  
 また、埋戻し後の測定は、原則として呼び径700mm以下の測定は必要ない。  
 4. 管の外から測定する場合は、受口側と挿口側を各々測定すること。  
 5. 強化プラスチック複合管のD形の場合は、受口側と挿口側を各々測定すること。

測定箇所



<記載例>

測定位置		測定値		平均
a	b	c	d	
NO.〇〇型(受口側/挿口側記載)				
〃 挿口側/挿口側記載)				

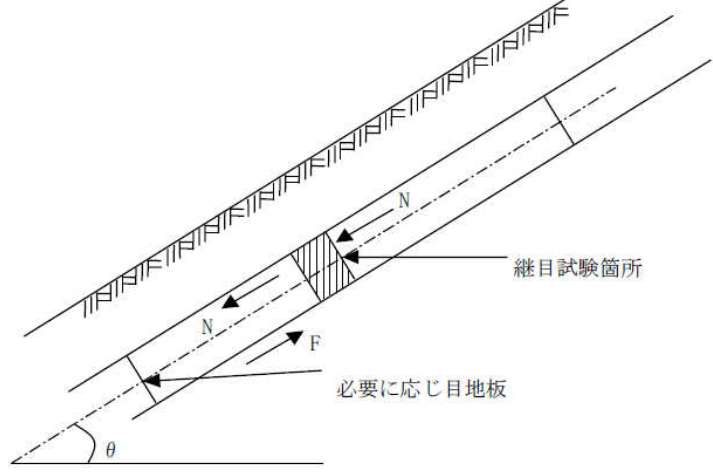
(参考) ジョイント間隔=受け口長さ-(規格長さ-測定長さ)  
 挿口側による計測 ジョイント間隔=受け口長さ-(管有効長さ-測定長さ)

改 正 後

「土木工事施工管理基準の制定について」の一部改正について

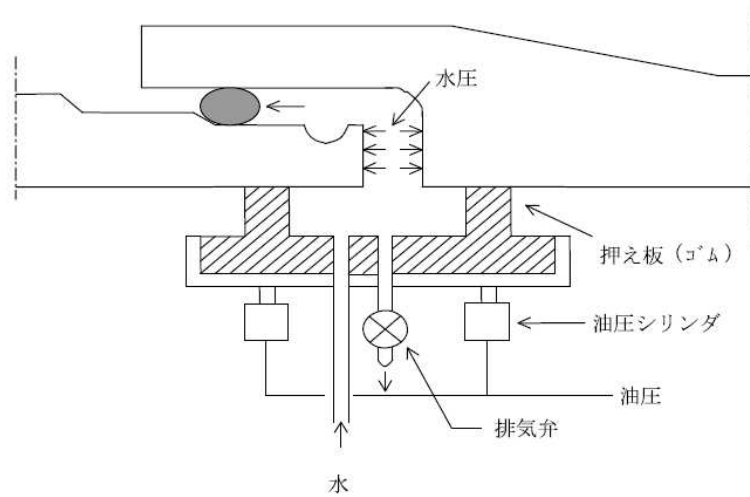
改正後	現 行
<p><u>参考資料</u></p> <p>1 管路の通水試験                  2 杭の打ち止め管理 (参考)                  3 薬液注入工事に係る施工管理等について                  4 トンネル (NATM) 観察・計測 (案)                  [参考資料] ロックボルトの引き抜き試験                  5 RI計器を用いた盛土の締め固め管理要領 (案) について                  6 突固め方法の種類 (A・B・C・D・E) の適用について                  7 レディーミクストコンクリート単位水量測定要領 (案)</p> <p>※ [省略]</p> <p>1 管路の通水試験</p> <p>(1) 試験の方法</p> <p>パイプラインの水密性と安全性を確認する目的で、通水試験を行うとともに、試験的な送水を行ってパイプラインの機能性を確認することが望ましい。</p> <p>通水試験の方法は、図-1のとおりである。</p> <div data-bbox="415 1008 1038 1134" data-label="Diagram"> <pre>                 graph LR                 A[通水試験] --- B[漏水試験]                 A --- C[水圧試験]                 B --- D[継目試験]                 B --- E[水張り試験]                 </pre> </div> <p>図-1 通水試験の方法</p> <p>(2) 漏水試験</p> <p>1) 継目試験</p> <p>継目試験は、管布設後の継手の水密性を検査するものであり、テストバンドを使用して行う。</p> <p>原則として管径 900 mm以上のソケットタイプの継手について全箇所を検査を行うものとする。</p> <p>この試験の水圧は、その管の静水圧とし、これを5分間放置した後の水圧は、80%以下に低下してはならない。</p> <p>また、試験条件により静水圧まで加圧することが危険と判断される場合は、個々に試験水圧を検討するものとする。</p> <p>継目試験の方法は、以下に示すとおりである。</p> <p>① テストバンドの水圧によって管が移動することがあるので、ある程度の埋戻しをする。</p> <p>検査や補修のためには継手部の埋戻しは少なめにとどめておくことが望ましい。</p> <p>また、必要に応じて隣接した継手部に目地板(ゴム板)をはさんで管の移動を防止しなければならない。継目試験を行うときには、式-1の条件が満たされているかを事前に検討する。(図-2参照)</p>	<p>[新設]</p>

「土木工事施工管理基準の制定について」の一部改正について

改正後	現行
<p> <math>N &lt; F</math> ..... 式-1  <math>N = A \cdot P + \Sigma W \cdot \sin \theta</math> ..... 式-2  <math>F = \mu \cdot \Sigma W \cdot \cos \theta</math> ..... 式-3                      ここに、                      N：テスト水圧による推力 (N)                      F：管の鉛直荷重による抵抗力 (N)                      A：管端面の断面積 (cm<sup>2</sup>)                      P：試験水圧 (MPa)                      ΣW：1本あたり管の自重と管上載土の重量 (N)                      θ：水平と管布設軸とのなす角 (°)                      μ：土と管の摩擦係数                      硬質塩化ビニル管、ポリエチレン管、強化プラスチック複合管 0.3                      コンクリート管、鋼管、ダクタイル鋳鉄管 0.5                 </p>  <p>図-2 継目試験箇所及び力</p> <p>② テストバンドをセットし、テスター内の空気を抜きながら注入し、完全に排気が完了してから水圧をかける。                      テストバンドの機構の概略は、図-3に示すとおりである。</p>	<p>[新設]</p>

改正後

現 行



[新設]

図-3 テストバンドの機構の概略

2) 水張り試験

水張り試験は、パイプラインの布設が完了した後、当該区間に水を充水し、漏水箇所の発見と減水量が許容限度内にあるかどうか確認するための試験である。

試験は、管布設、埋戻しが終わってから実施する。

許容減水量は、管種、管径、継手構造、内水圧、付帯施設の状況等によって異なるが、管径1cm、延長1km当たりの標準値は、表-1のとおりとする。

表-1 標準許容減水量 (ℓ/日・cm・km)

管 種	許容減水量	備 考
コンクリート管類	100~150	ソケットタイプ
ダクタイル鋳鉄管、硬質塩化ビニル管、強化プラスチック複合管	50~100	ソケットタイプ等
鋼管、硬質塩化ビニル管、ポリエチレン管	25	溶接、接着継手等

水張りに当たっては、次の事項に十分留意しなければならない。

- ① 管内への注水前にコンクリート等が十分な強度となっていること、埋戻しに問題がないことを確かめる。
- ② 注水前に空気弁や給水栓等を全開して、注水に伴う排気を十分に行う。
- ③ 注水速度は管内からの排気速度に応じて加減する。急激に注水すると空気圧で思わぬ事故を起こすことがあるので、空気のたまりやすい部分の排気状態に注意しなければならない。



「土木工事施工管理基準の制定について」の一部改正について

改正後	現 行
<p>④ 短時間に多量の空気を排出することになるので、空気弁に併設されている排気弁を開く。</p> <p>⑤ 制水弁は上流側から徐々に開いていく。</p> <p>⑥ 大口径管については副管を開いて通水する。開度は本管で1/10開度、副管で1/5開度以内を目安とする。</p> <p>⑦ すべての吐出口、又は給水栓等から気泡を含む水が出なくなってから徐々に計画流量を通水する。</p> <p>⑧ 通水時に逆止弁、バイパス弁等の機能を点検する。</p> <p>⑨ 水張り中はパイプラインの異常の有無を点検し、事故の防止に万全を期す。</p> <p>水張り試験の方法は、以下に示すとおりである。</p> <p>① 管の吸水と残留空気を排除するため、水張り後少なくとも一昼夜経過してから水張り試験を行うことが望ましい。</p> <p>② 一定の試験水圧を24時間維持し、この間の減水量（補給水量）を測定する。</p> <p>③ 試験水圧は静水圧とすることが望ましいが、やむを得ず静水圧より低い試験水圧を用いる場合は、式-4により修正する。</p> $Q = Q' \sqrt{H/H'} \quad \text{式-4}$ <p>ここに、</p> <p>Q：修正減水量（ℓ）</p> <p>Q'：測定減水量（ℓ）</p> <p>H：静水頭（m） （図-4参照）</p> <p>H'：試験水頭（m） （図-4参照）</p> <p>図-4 試験水頭のとり方</p> <p>(3) 水圧試験</p> <p>水圧試験はパイプラインが設計水圧（静水圧＋水撃圧）に安全に耐え得ることを確認するためのものである。漏水試験を静水圧で行った場合には、ある程度の予測がつくので水圧試験を省くことが多い。しかし、特に重要なパイプラインについては水圧試験を行うことが望ましい。</p>	<p>[新設]</p>

「土木工事施工管理基準の制定について」の一部改正について

改正後	現 行
<p>水圧試験の方法は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 試験区間を制水弁等で完全に仕切る。</li> <li>② 水圧試験は、試験区間においてパイプラインに手押しポンプ等で設計水圧まで加圧し、パイプラインの異常の有無を点検する。</li> <li>③ 管内の空気は加圧に先立って完全に排除するよう、特に注意しなければならない。</li> </ul> <p>(4) 漏水箇所の探知と補修</p> <p>1) 探 知</p> <p>通水試験において減水量が許容減水量以上の場合はもちろんのこと、許容量以下の場合であっても、漏水箇所の有無を探知しなければならない。探知方法としては次の方法がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地表に水がしみ出てくるのを目視により探知する。</li> <li>② 地表に水が出ないような漏水箇所の探知方法として、漏水の疑わしい箇所で、管頂付近まで掘削し、水のしみ出しの有無を調べる。</li> <li>③ イヤホーンのついた聴診棒を地中に挿し込み、水の吹き出し音を聞く。</li> <li>④ 漏水探知器による方法。</li> </ul> <p>2) 補 修</p> <p>通水試験の各試験に示す基準の許容限度内であっても、集中的な漏水箇所や異常が認められた箇所には適正な止水対策を講じなければならない。</p>	<p>[新設]</p>

「土木工事施工管理基準の制定について」の一部改正について

改 正 後	現 行
<p>7 レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本要領は、レディーミクストコンクリートの単位水量測定について、測定方法および管理基準値等を規定するものである。</p> <p>なお、水中コンクリート、転圧コンクリート等の特殊なコンクリートを除き、1日当たりコンクリート種別毎の使用量が100m<sup>3</sup>以上施工するコンクリート工を対象とする。</p> <p>2. 測定機器</p> <p>レディーミクストコンクリートの単位水量測定機器については、エアメータ法かこれと同程度、若しくは、それ以上の精度を有する測定機器を使用することとし、施工計画書に記載させるとともに、事前に機器諸元表、単位水量算定方法を監督職員に提出するものとする。また、使用する機器はキャリブレーションされた機器を使用することとする。</p> <p>3. 品質の管理</p> <p>受注者は、施工現場において、打ち込み直前のレディーミクストコンクリートの単位水量を本要領に基づき測定しなければならない。</p> <p>4. 単位水量の管理記録</p> <p>受注者は、測定結果をその都度記録（プリント出力機能がある測定機器を使用した場合は、プリント出力）・保管するとともに測定状況写真を撮影・保管し、監督職員等の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。また、1日のコンクリート打設量は単位水量の管理シートに記載するものとする。</p> <p>5. 測定頻度</p> <p>単位水量の測定頻度は、（1）及び（2）による。</p> <p>（1） 2回/日（午前1回、午後1回）、又は重要なコンクリート構造物では重要度に応じて100～150m<sup>3</sup>に1回</p> <p>（2） 荷卸し時に品質の変化が認められたとき。</p> <p>なお、重要なコンクリート構造物とは、高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁（プレキャスト製品は除く。）、内空断面が25m<sup>2</sup>以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工（PCは除く。）、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門とするが、当該事業において重要なコンクリート構造物と位置付けられる場合は、対象とするものとする。</p>	<p>[新設]</p>

「土木工事施工管理基準の制定について」の一部改正について

改 正 後	現 行						
<p>6. 管理基準値・測定結果と対応</p> <p>(1) 管理基準値</p> <p>現場で測定した単位水量の管理基準値は、次のとおりとして扱うものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位水量 (kg/m<sup>3</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">管理値</td> <td style="text-align: center;">配合設計±15kg/m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">指示値</td> <td style="text-align: center;">配合設計±20kg/m<sup>3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が 20～25mm の場合は 175kg/m<sup>3</sup>、40mm の場合は 165kg/m<sup>3</sup> を基本とする。</p> <p>(2) 測定結果と対応</p> <p>a 管理値内の場合</p> <p>測定した単位水量が管理値内の場合は、そのまま打設してよい。</p> <p>b 管理値を超え、指示値内の場合</p> <p>測定した単位水量が管理値を超え指示値内の場合は、そのまま施工してよいが、受注者は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善の指示をしなければならない。</p> <p>その後、管理値内に安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行うこととする。</p> <p>なお、「管理値内に安定するまで」とは、2回連続して管理値内の値を観測することをいう。</p> <p>c 指示値を超える場合</p> <p>測定した単位水量が指示値を超える場合は、その運搬車は打込まずに持ち帰らせるとともに、受注者は水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならない。</p> <p>その後、単位水量が管理値内になるまで全運搬車の測定を行う。</p> <p>なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さいほうの値で評価してよい。</p>	区分	単位水量 (kg/m <sup>3</sup> )	管理値	配合設計±15kg/m <sup>3</sup>	指示値	配合設計±20kg/m <sup>3</sup>	<p>[新設]</p>
区分	単位水量 (kg/m <sup>3</sup> )						
管理値	配合設計±15kg/m <sup>3</sup>						
指示値	配合設計±20kg/m <sup>3</sup>						

「土木工事施工管理基準の制定について」の一部改正について

改正後	現行
<p style="text-align: center;">レディーミクスコンクリートの単位水量測定の管理フロー図</p>	<p>[新設]</p>